

「厚生労働省国民保護計画」－新旧対照表－  
 (平成19年10月5日変更)

| 改正後 (新)  | 改正前 (旧)  |
|--|--|
| <p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項<br/>                     第1節 警報の通知及び伝達</p> <p>○ 厚生労働省関係部局(大臣官房、医政局、社会・援護局)は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、<u>所管する指定公共機関その他の関係機関</u>に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。<br/>                     (略)</p>  | <p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項<br/>                     第1節 警報の通知及び伝達</p> <p>○ 厚生労働省関係部局(大臣官房、医政局、社会・援護局)は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長<u>所管する指定公共機関その他の関係機関</u>に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。<br/>                     (略)</p>   |
| <p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項<br/>                     第1節 警報の通知及び伝達<br/>                     (略)</p> <p>○ 社会保険庁本庁は、警報の通知を受けたときは、地方社会保険事務局長に対し、速やかに通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。<br/>                     (略)</p>  | <p>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項<br/>                     第1節 警報の通知及び伝達<br/>                     (略)</p> <p>○ 社会保険庁次長は、警報の通知を受けたときは、地方社会保険事務局長に対し、速やかに通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。<br/>                     (略)</p>  |
| <p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項<br/>                     第1節 生活関連等施設の安全確保<br/>                     4 生物剤・毒素の取扱所<br/>                     (1) 平素からの備え<br/>                     (略)</p> <p>○ 生物剤・毒素の取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、当該取扱所について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。</p> <p>○ <u>厚生労働省健康局は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定する特定病原体等の所持</u></p> | <p>第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項<br/>                     第1節 生活関連等施設の安全確保<br/>                     4 生物剤・毒素の取扱所<br/>                     (1) 平素からの備え<br/>                     (略)</p> <p>○ 生物剤・毒素の取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、当該取扱所について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。<br/>                     (新設)</p> |

施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、改善命令その他の必要な監督を行うものとする。

- 厚生労働省健康局は、感染症法に規定する特定病原体等の所持施設を有する事業を所管する省庁に対し、必要に応じて、当該施設における特定病原体等の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請するものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により感染症法に規定する二類感染症又は三類感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

(略)

- 具体的には、上記の措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講じるよう、厚生労働大臣は、都道府県知事に必要な指示をするものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定感染症の指定により、建物に係る措置、交通の制限又は遮断等、感染症法に基づく一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定する二類感染症(コレラ、腸チフス等)又は三類感染症(腸管出血性大腸菌感染症)が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症(エボラ出血熱痘そう等)の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

(略)

- 具体的には、上記の措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講じるよう、厚生労働大臣は、都道府県知事に必要な指示をするものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定感染症の指定により、建物に係る措置、交通の制限又は遮断等、感染症法に基づく一類感染症(エボラ出血熱、痘そう等)の場合と同

る。  
(略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

(略)

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和26年法律第201）に規定する検疫感染症以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。  
(略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

(略)

- 具体的には、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定により、診察、検査、隔離、停留等、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。
  - ・ 患者の隔離に当たっては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等に入院を委託して行うものとする。
- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する一類疾病及び二類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の

様の措置を講ずるものとする。  
(略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

(略)

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和26年法律第201）に規定する検疫感染症（一類感染症、コレラ等）以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第12条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。  
(略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第4節 保健衛生の確保その他の措置

1 感染症等の指定等の特例

(略)

- 具体的には、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定により、診察、検査、隔離、停留等、検疫感染症（一類感染症、コレラ等）の場合と同様の措置を講ずるものとする。
  - ・ 患者の隔離に当たっては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等に入院を委託して行うものとする。
- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する一類疾病（ジフテリア、百日せき等）及び二類疾病（インフルエンザ）以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されるとき

規定に基づき、当該感染症を一類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。

(略)

別添

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、アレナウイルス属(ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス)、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。)、エボラウイルス属(アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、レストンエボラウイルス)、エンテロウイルス属ポリオウイルス、サル痘ウイルス、痘そうウイルス、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属(アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス)、フラビウイルス属(ウエストナイルウイルス、デングウイルス)、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ヘニパウイルス属(ニパウイルス、ヘンドラウイルス)、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイルス、マールブルグウイルス属レイクピクトリアマールブルグウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス(狂犬病ウイルスを除く。)

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

腸管出血性大腸菌、ペスト菌、オウム病クラミジア、ボ

は、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を一類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。

(略)

別添

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群(SARS)コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトボックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

炭疽菌、Q熱コクシエラ(Q熱菌、Q熱リケッチア)、コレラ菌、壱塚熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ

(3) 真菌

コキシジオイデス・イミチス

ツリヌス菌、オリエンチア属ツツガムシ、コクシエラ属バーネッティ、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がタイフイ）、サルモネラ属エンテリカ（血清亜型がパラタイフイ）、赤痢菌、ジフテリア菌、炭疽菌、鼻疽菌、類鼻疽菌、バルトネラ属クインタナ、コレラ菌（血清型がO1又はO139であるものに限る。）、イヌ流産菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ボレリア属デュトニイ（その他ダニが媒介するボレリア属の細菌）、ボレリア属ブルグドルフェリ、ボレリア属レカレンティス（その他シラミが媒介するボレリア属の細菌）、結核菌、野兎病菌、発疹チフスリケッチア、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、レジオネラ属の細菌、レプトスピラ属の細菌

(3) 真菌

コクシジオイデス属イミチス

(4) 原生動物（寄生虫を含む。）

クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。）、多包条虫、単包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、四日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫

(5) 毒素

アフラトキシン、アブリン、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシ、コレラ毒素、志賀毒素（ペロ毒素）、デアセトキシシルペノール毒素、テトロドトキシ、ビスカムアルBUMレクチン、ボツリヌス毒素、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン、HT-2トキシ、T-2トキシ

2 家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ペロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシ、T-2トキシ、HT-2トキシ、テトロドトキシ、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン

2 家畜に病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス